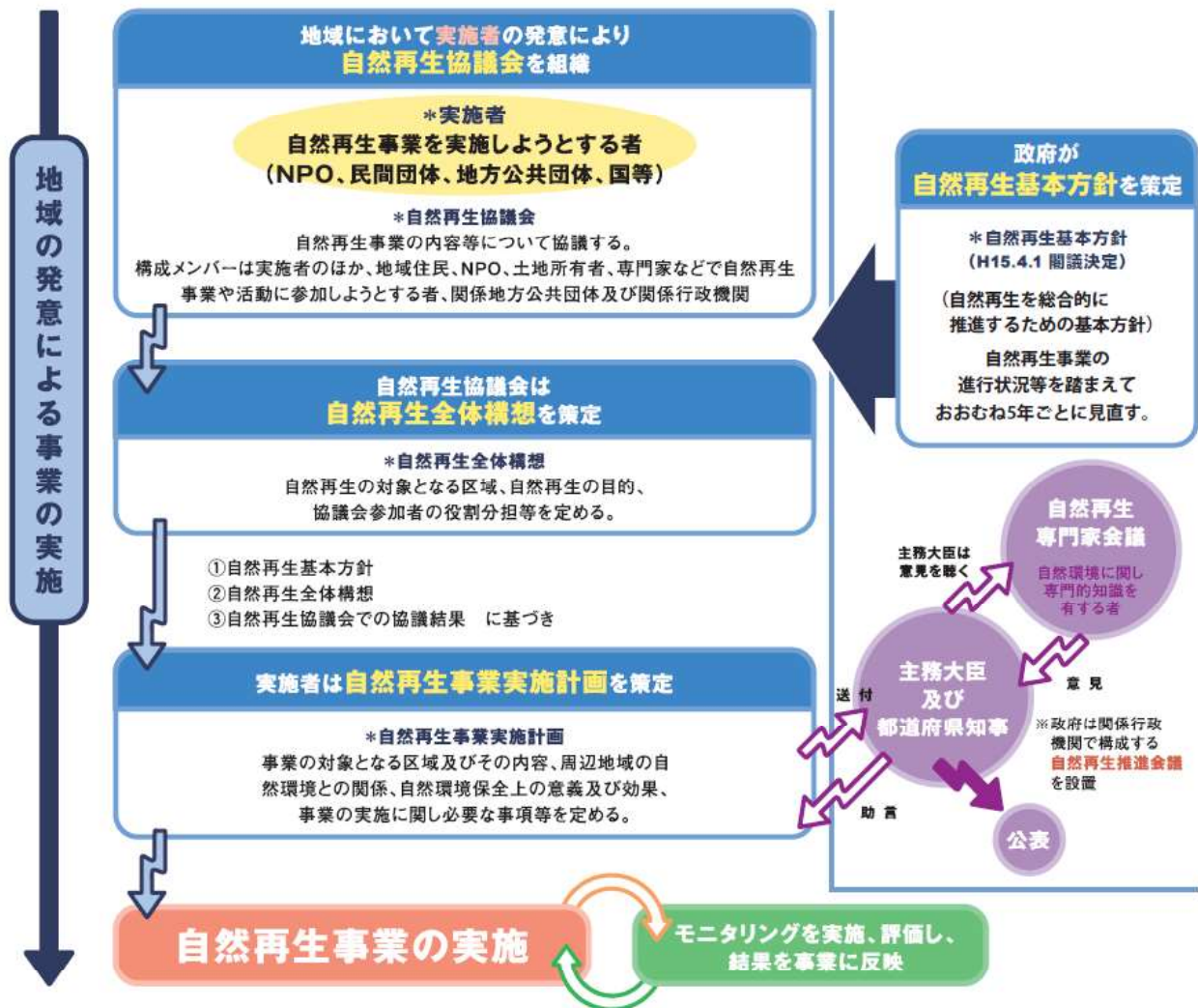


1-3. 自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施は、ボトムアップ型による進め方で、地域の自主性や主体性を尊重することができます。

解説

自然再生推進法では、これまでの国から都道府県、都道府県から市町村へというトップダウン型の事業の進め方ではなく、地域の発意によって自然再生協議会を組織し、自然再生協議会は自然再生全体構想を策定し、そして、実施者は全体構想に基づき自然再生事業実施計画を策定して事業を実施するといったように、地域の自主性や主体性の尊重、地域の様々な主体の参加と連携をもとにしたボトムアップ型による事業の進め方が特徴となっています。



NPOの発意により設立し、NPOが事務局を運営する自然再生協議会

2007年6月に設立された中海自然再生協議会は、NPOが立ち上げた初めての法定協議会です。自然再生推進法が成立したのは2002年ですが、この年に中海とそれに隣接する宍道湖では、40年近くにわたって行われてきた干拓・淡水化事業が中止となり、翌2003年には当時の島根県知事が両湖をラムサール条約の登録湿地にすると表明しました。このような時代背景のもと、地元の有志が中海にある米子湾の自然再生に向けた勉強会を2005年に立ち上げ、2007年6月に協議会が設立されることとなりました。発意者となったのは2006年4月に任意団体として設立された自然再生センターで、翌2007年にNPO法人となり、2012年には認定NPO法人となり、協議会の事務局として、また自然再生事業の実施者として地域の多様な主体と連携しながら活動しています。

事務局が民間団体であっても、法に基づく協議会の下、島根・鳥取両県をはじめとする様々な目的を持つ主体（行政・民間団体・企業・研究者）が連携するとともに協議会が組織化され対等に議論ができる場が生まれました。

中海の自然再生を継続するためには自然の恵みを地域の人々が享受し、そこに適切に手を加え次世代に引き継ぐ「里海」の地域づくり、そして事業資金の確保が必要です。例えばオゴノリ藻場再生は、実施組織・自然・資金が循環する持続可能な仕組みづくりに挑戦しています。

また、中海の水質悪化の一因である浚渫窪地環境修復事業は、自然再生推進法に基づく協議会がプラスに働きました。事業協力者の中国電力(株)は、法定協議会である事、循環型社会の形成に向けた会社理念と合致している事、研究者、地域住民を巻き込んでいる事などが企業内での合意につながり連携を図る素地ができました。

協議会運営においてはNPOの強みを生かし、住民、特に次世代と共に考えていくことが重要と捉え地元小中学生と実施事業を発表するシンポジウムを開催しました。今後も協議のみにとどまらず多様な方々と共に包括的再生を続けていきたいと考えています。

中海自然再生協議会 認定NPO法人自然再生センター
専務理事・事務局長 小倉加代子



窪地埋め戻し作業



地元高校生とのオゴノリ刈り